



除雪サービスのお知らせ

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路の確保のための除雪サービスを実施します。

●対象世帯

・ひとり暮らしの高齢者世帯 ・夫婦等高齢者のみの世帯 ・身体障がい者世帯

※除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいないことを原則とします。

※生活保護世帯、長期間の留守宅を除く（生活保護世帯の方は、担当ケースワーカーに相談願います。）

●収入要件（令和4年度）

世帯の収入が基準額以内の方が対象となります。

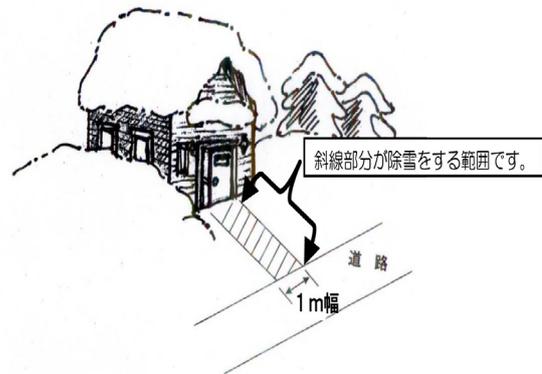
・基準額：単身世帯108万円、夫婦世帯164万円

※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

●除雪の範囲

生活用道路確保のため、玄関先から公道までの敷地内の概ね幅1メートル程度とします。

（除雪は図の斜線の部分のみとなります。それ以外の箇所は除雪できません。）



●除雪を行う日

町が道路除雪を行う日（15cm以上の降雪が目安です。）

●除雪の期間

除雪の状況にもよりますが、概ね12月上旬から3月下旬までを予定しています。

●申込方法

地区民生委員または福祉課へ11月11日（金）までにお申し込みください。

※申請後に実態調査の上、対象世帯を決定させていただきます。

<< 福祉除雪ボランティア募集 >>

町では、冬期間在宅でひとり暮らしをしている高齢者等の自立した生活を支援するために、除雪をしていただける「福祉除雪ボランティア」を募集します。個人・団体・職域は問いません。

問合せ 福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2120



人権擁護委員が委嘱されました

この度、町長が推薦し、法務大臣から次の方が委嘱されました。

相坂 圭子 氏（再任）

人権擁護委員は、町民の皆さんからの様々な人権問題の相談に応じています。

いじめや体罰、家庭内の夫婦・親子問題、セクハラやパワハラ、外国人差別、その他日常生活の様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

★余市町の人権擁護委員は、小樽人権擁護委員協議会に所属し、平日の常設相談や余市町内での特設相談（年4回）を行っています。

常設相談 ☎0134-23-3017（月～金曜日 午前9時～午後4時）

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120